

3 平成18年度・19年度男女共同参画プランの主な取組みについて

[目標Ⅰ] 男女共同参画社会に向けての意識改革

1 男女共同参画情報紙（はるか）の発行【Ⅰ-1-①-1-1】

男女平等意識づくりの啓発のために、平成10年度から男女共同参画情報紙（はるか）を発行しており、平成15年度からは公募編集委員による手作りの情報紙として作成しています。多色刷りで見やすい紙面づくりを進めるとともに、身近な話題や多くの市民の意見を掲載し、親しみやすく充実した内容となるように努めました。また、配付先については、男性ボランティア団体を含む5団体を新たに加えました。平成19年度は、新規の公募委員とともに、地域、家庭等における身近な具体例を紹介し、さらに男女共同参画の理解を深められるような紙面づくりに努めます。

2 広報、ビデオなどによる啓発【Ⅰ-1-①-1-2】

広報での啓発については、4コマ漫画「かがやく女と男」のコーナーを年5回設け、男女共同参画についてわかりやすく紹介しました。また、11月15日号において特集を組み、「女性に対する暴力をなくそう！」をテーマに、DV（ドメスティック・バイオレンス）についての情報や相談窓口などについてのPRをしました。平成19年度も引き続き積極的に情報の発信と提供に努めます。

3 市職員研修の実施【Ⅰ-1-①-3-1】

ジェンダーについての知識と理解を深め、職員一人ひとりがジェンダーに敏感な視点で事業に当たることができるよう、平成14年度から階層別研修において男女共同参画の研修を実施してきました。平成18年度においては、新規採用職員、3級後期職員、新任主査職及び主査職2年目の職員を対象に実施しました。平成19年度も継続して行います。

4 ジェンダーに関する講座の開催【Ⅰ－１－②－４－２】

家庭・地域などさまざまな場において男女に不平等な慣行、慣習を見直すため、各種の講座を実施するとともに、小学生を対象とした出前講座を実施しました。平成19年度も引き続き、各種セミナーや、学校、事業所等を対象に出前講座を行います。

5 男女共同参画意識調査の実施【Ⅰ－１－③－７－１】

男女共同参画にかかる実態把握をするため、男女共同参画意識調査を実施しました。調査結果については、平成19年度に行う男女共同参画プラン改定の基礎資料とします。

6 保育士・教職員への研修の実施【Ⅰ－２－②－１２－１】

児童・生徒一人ひとりの個性を尊重し、固定的な性別役割分担意識を植え付けることのないよう、学校教育課においては、平成14年度から教頭研修会、教務・校務合同研修会、校長会において外部講師による男女共同参画に関する研修を順次実施してきました。平成19年度は、教頭会において実施します。また、保育園においては、平成18年度に引き続き、19年度も「ジェンダーに敏感な視点を持つ」をテーマにOJTを実施します。

[目標Ⅱ] 意思決定過程への女性の参画

1 審議会への女性委員登用推進【Ⅱ－１－①－１８－１】

政策・方針を決定する場に女性が参画し、その意見を反映することができるよう、市の審議会等での女性委員比率30%を目標に、全庁的に女性委員の登用促進を呼びかけています。平成19年4月1日現在の登用状況について、法令・条例に基づく34の審議会等の内、女性委員0の審議会等の数は3でした。女性登用率については、総委員数は553名（544名）、

女性委員数は134名（130名）で、登用率は24.2%（23.9%）となり、0.3ポイントとわずかではありますが上昇しました。

※（ ）は、平成18年度実績

2 女性職員の管理職への登用促進【Ⅱ-1-④-23-1】

主査職を含めた指導的立場にある女性職員（行政職）の登用に努めた結果、指導的立場にある女性職員の割合は、平成17年度では6.6%、平成18年度は6.8%、平成19年4月1日現在では7.9%と徐々に上がっています。

3 在住外国人への支援【Ⅱ-2-②-31-1】

言葉や生活習慣の違いなどから、孤独感や暮らしにくさを感じている外国人を支援するため、各案内チラシを英語・中国語・ポルトガル語等で作成し、必要とする人には窓口で配付しました。平成19年度においては、更に、健診案内、問診票も外国語で作成し、外国人が健康診査等を受けやすい体制をつくります。

また、新規事業として、「多文化共生プラン」を策定するほか、情報収集及び交流の拠点として市民活動支援センター内に多文化交流サロン、国際情報プラザを開設するとともに、ネットワークの構築に努め、多文化共生のまちづくりを推進します。

[目標Ⅲ] 家庭生活における男女共同参画の促進

1 乳児保育、障害児保育の充実【Ⅲ-2-①-40-1】

働く親の就労形態により多様化した保育ニーズに対応できるよう、様々な保育サービスの充実に努めました。特に、待機児童の減少を図るため、保育園全体の定員を平成18年4月に80人から100人に増やしました。更に、平成19年度には、新規保育園の建設工事に着手します。

また、平成 17 年度に 8 園で行った障害児保育については、平成 18 年度は 10 園で、平成 19 年度には更に 2 園増やし、12 園で実施します。

2 放課後児童健全育成の推進【Ⅲ－2－①－4 1】

就労や疾病などにより保護者が昼間いない小学生に対して、従来から、子どもの家において放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図ってきました。平成 18 年度は、子どもの家を 2 か所新設、1 か所増設し 19 か所に、平成 19 年度には、更に 4 か所新設します。

また、新たに、放課後児童が安心して遊びや学習活動を行えるよう、平成 19 年 5 月、「放課後なかよし教室」を小学校 3 校で開設しました。平成 19 年度中に全小学校で開設できるように努め、子どもの居場所づくりを進めます。

3 育児、子育て情報の提供【Ⅲ－2－②－4 4－1】

子育てや子育てに関する情報提供を行うことにより、次世代育成支援を推進するため、平成 19 年度から、次世代育成支援ホームページを開設し、子どものライフステージに合わせた情報提供を行うとともに、夜間でも利用できる Eメール相談を開設します。

4 介護サービス職員の資質向上の支援、施設職員などへのジェンダーに関する研修の実施【Ⅲ－3－②－4 9－1、2】

平成 14 年度から、「介護は女性の役割」という社会通念を排除し、介護の社会化を推進するとともに、よりよい介護サービスの提供がなされるよう、介護サービス事業者及びその従業者を対象に講習会を実施しました。平成 19 年度も引き続き行います。

[目標Ⅳ] 地域における男女共同参画の促進

1 ボランティア活動への支援、NPO法人化などへの支援【Ⅳ-1-②-60-1、2】

福祉分野にとどまらず、様々な分野にわたって、ボランティア活動の支援に努め、情報紙「ボランティア・NPO情報」の発行、セミナーの開催のほか、愛知県発行の「特定非営利活動法人の手引き」等を公共施設の窓口置き、法人化取得や運営のノウハウなどの情報提供を始めとしたNPO活動を支援するためのPRを行いました。

平成19年4月3日にボランティア・NPOの活動拠点として「市民活動支援センター（ささえ愛センター）」を開設し、従来の施策に加え、かすがい市民活動情報サイトによる情報提供、ボランティア・NPOの相談業務等を実施するなど、市民との協働のまちづくりのために、更に支援の充実を図ります。〔平成18年度末のNPO法人認証数 30（29）〕

※（ ）は、平成17年度認証数

[目標Ⅴ] 就業における男女共同参画の推進

1 男女共同参画事業推進優良企業の紹介【Ⅴ-2-④-84-1】

男女共同参画情報紙（はるか）において、仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができるような取り組みを行っている「ファミリーフレンドリー企業」の紹介をしました。平成19年度も企業の情報収集、情報提供に努めます。

[目標Ⅵ] 人権が尊重される社会の実現

1 被害者の救済体制の検討【Ⅵ-1-②-88-1】

愛知県が平成17年12月に策定した「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」により、市のDV相談窓口の明確化及び支援体制の整備促進が求められました。そのため、平成18年度に関係各課と調整し、平成19年度にはDV対策連絡会議を設置し、被害者支援体制の整備を進めます。

2 被害者の相談体制の充実【VI-1-②-89-1】

平成18年度は、レディヤンかすがいで行われている女性に関する相談について、相談体制を見直し、女性の悩み相談として曜日に係わらず幅広く相談を受ける体制に変更しました。また、平成19年4月からは、男女共同参画室にDV専門相談員を配置し、本庁舎における相談体制の充実を図りました。今後も引き続き相談窓口のPRを行い市民へ周知するとともに、相談員の資質向上に努めます。

3 保健師・助産師による訪問指導の充実、出産・育児に関する相談の充実【VI-2-②-93-2、3】

子育ての不安や孤立感を解消するため、乳幼児相談や保健師・助産師による新生児、乳児訪問指導などを実施してきました。平成19年度においても引き続き実施するとともに、母乳相談等の新規相談、産後のうつの早期発見対策などを実施し、出産・育児期における女性の健康等への支援の充実を図ります。また、新たに、不妊に対する検査、治療費の助成制度を設けます。